東京事務所でご申請された方向けの案内です。
他事務所でご申請された方は各発給事務所へお問い合わせください。
各事務所の問い合わせ先はこちら

2025 年 2 月 5 日
日本商工会議所　東京事務所

記載事項に変更が生じた／証明書を亡失・滅失した場合の手続きについて
（東京事務所からの案内）

当事務所における手続きについて、以下のとおりご案内します。手順及び参照先マニュアルをよくご確認のうえ、お手続きくださるようお願い申し上げます。
※元となる(内容変更前の)証明書の手数料が既に確定している場合は、元となる証明書の受け取り前でも手数料の支払いが必要です。
なお既にご案内の通り、2021 年 8 月 16 日（月）の発給申請分より窓口交付は休止しております。

1．再発給マニュアル一覧表

利用協定	参照マニュアル
RCEP 日タイ 日インド 日マレーシア 日アセアン(マレーシア向け) 日ベトナム 日アセアン(ベトナム向け) 日チリ	【A】の案内を参照ください(記載事項変更の場合のみ)
日インドネシア	●元となる証明書がe-COの場合【D】の案内を参照ください (記載事項変更の場合のみ)
日オーストラリア	●元となる証明書が専用紙の場合【E】の案内を参照ください ※亡失・滅失の場合は紛失届が必要です ※汚損・破損の場合は返却届が必要です ●元となる証明書がPDFの場合【A】の案内を参照ください (記載事項変更の場合のみ)
その他	●記載事項に変更がない場合【B】の案内を参照ください ※紛失届が必要です ●記載事項に変更がある場合【C】の案内を参照ください ※亡失・滅失の場合は紛失届が必要です ※汚損・破損の場合は返却届が必要です

*マニュアルの参照は次ページの該当リンクをご確認ください。

２．マニュアル参照先

【A】再発給の手続き(元証明書が PDF の場合の再発給手続きについて)

【B】再発給の手続き(亡失・滅失による再発給手続きについて)

【C】再発給の手続き(記載事項変更による再発給手続きについて)

【D】再発給の手続き(元証明書が e-CO の場合の再発給手続きについて)

【E】再発給の手続き(専用紙から PDF への再発給手続きについて)

【本件問合先】

日本商工会議所 東京事務所

TEL：03-6364-7771（平日 9 時 30 分～12 時、13 時～17 時）